

報告第 2 0 号

地方税の取扱いの具体的調整について

地方税の取扱いの具体的調整について、別紙のとおり報告する。

平成 1 6 年 1 2 月 2 1 日提出

鷹巣阿仁地域合併協議会
会長 岸部 陞

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整の具体的内容

協 議 事 項	地方税の取扱い	関係項目	町たばこ税・入湯税・鉱産税・特別土地保有税
調 整 の 内 容	入湯税の免除については、合併時に再編する。		

説 明 資 料						
区 分		鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整の具体的内容
		鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
入湯税	税 率	入湯客1人1日150円	同左	同左	同左	入湯税の免除
	申告期限 免 除	翌月15日	同左	同左	同左	12歳未満の者。 共同浴場又は一般公衆浴場 に入湯する者で、その利用料 金が600円未満である施設に おいて入湯する者。ただし、 宿泊を伴う場合を除く。 市長が特に必要と認めた者。
		12歳未満の者 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する 者 学校の行事として行われる修学旅行又 は体育大会等に参加中の児童、生徒及 びこれらの引率者又は監督者	同左 同左	同左 同左	同左 同左	

報告第 2 1 号

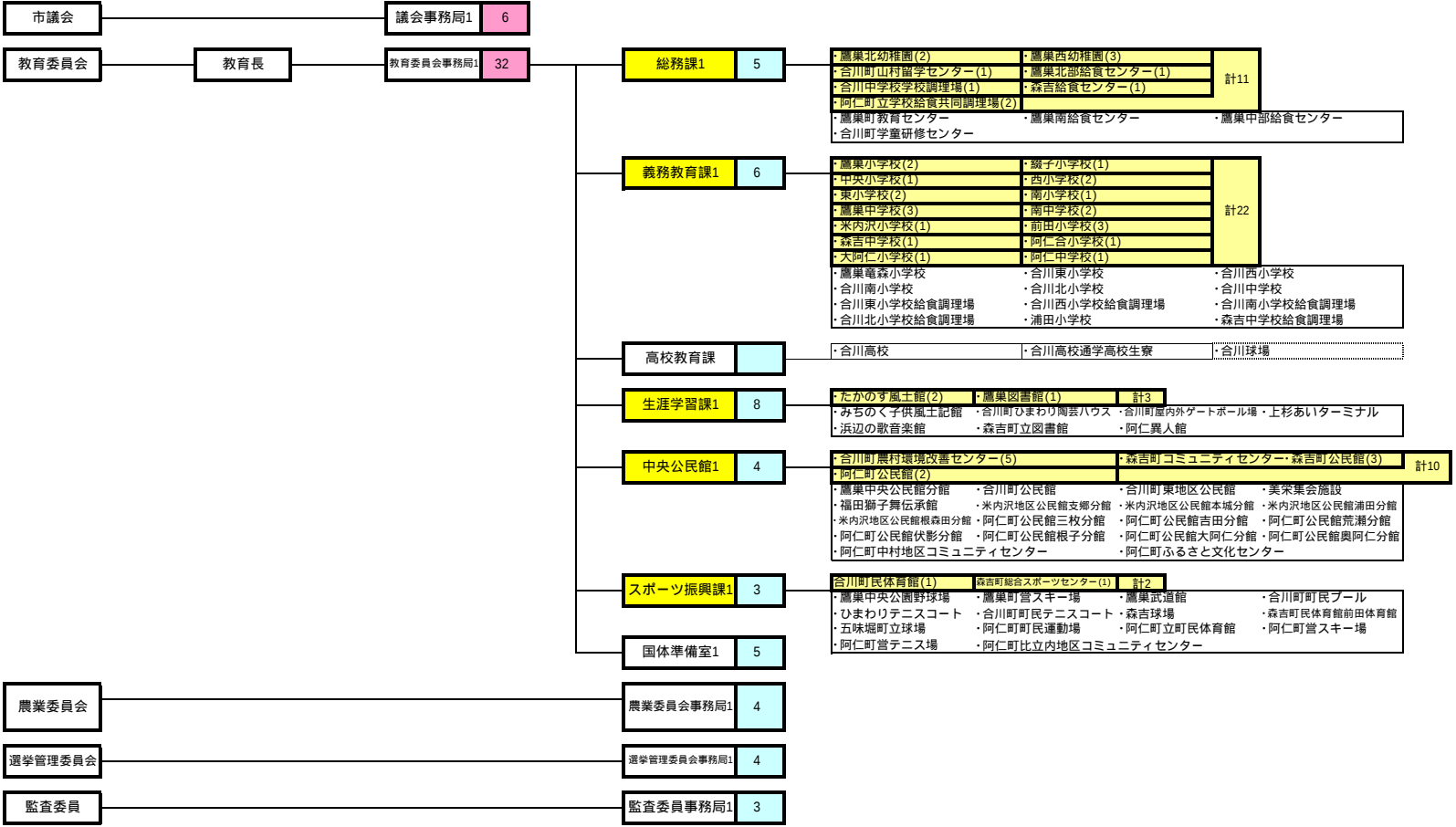
事務組織及び機構の取扱いの具体的調整について

事務組織及び機構の取扱いの具体的調整について、別紙のとおり報告する。

平成 1 6 年 1 2 月 2 1 日提出

鷹巣阿仁地域合併協議会
会長 岸部 陞

市長部局以外



職員数について						
	職員数(人)				出先機関職員数(人)	合計(人)
市長部局	317				118	435
うち支所 (出張所含)	鷹巣	合川	森吉	阿仁		
	27	40	43	45		
市長部局以外	49				48	97
合計	366				166	532

北秋田市
本庁及び支所 所掌事務（案）

— 目 次 —

企画部	総合政策課	P 1
	財政課	P 2
	広報情報課	P 3
	電算システム課	P 4
総務部	総務課	P 5
	職員課	P 6
	管財課	P 7
	税務課	P 8
	収納課	P 9
市民生活部	市民課	P 10
	保険課	P 11
	医療推進課	P 12
	保健センター	P 13
	生活環境課	P 14
(福祉事務所)	福祉課	P 15
	高齢者支援課	P 16
産業部	農林課	P 17
	商工観光課	P 18
建設部	都市計画課	P 19
	道路河川課	P 20
	下水道課	P 21
	会計課	P 22
	水道課	P 23
	議会事務局	P 24
教育委員会	総務課	P 25
	義務教育課	P 26
	高校教育課	P 27
	生涯学習課	P 28
	中央公民館	P 29
	スポーツ振興課	P 30
	国体準備室	P 31
	農業委員会事務局	P 32
	選挙管理委員会事務局	P 33
	監査委員事務局	P 34

部等名	企画部	課等名	総合政策課	課の職員数	6
-----	-----	-----	-------	-------	---

網掛け数字は支所でも取扱う業務

No	所 掌 事 務
1	市の重要な計画・政策等の立案調整に関すること
2	行政改革・事務改善に関すること
3	国際交流に関すること
4	男女共同参画に関すること
5	総合交通政策に関すること
6	企業誘致に関すること
7	行政評価に関すること
8	土地対策・地域開発に関すること
9	地縁団体に関すること
10	行政協力員に関すること
11	庁議・調整会議に関すること
12	国内友好都市との交流に関すること
13	地方分権に関すること
14	市町村合併に関すること
15	集会所等の施設に関すること
16	ふるさと会に関すること
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

部等名	企画部	課等名	財政課	課の職員数	6
-----	-----	-----	-----	-------	---

網掛け数字は支所でも取扱う業務

№	所 掌 事 務
1	財政計画・財政統計の調製に関すること
2	歳入歳出予算の編成・執行に関すること
3	地方交付税及び地方譲与税に関すること
4	市債に関すること
5	入札及び契約に関すること
6	物品の発注に関すること
7	財政報告書の公表に関すること
8	基金積立及び繰入金に関すること
9	補助金負担金及び交付金に関すること
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

部等名	企画部	課等名	広報情報課	課の職員数	5
-----	-----	-----	-------	-------	---

網掛け数字は支所でも取扱う業務

No	所 掌 事 務
1	市広報に関すること
2	統計調査に関すること
3	情報公開に関すること
4	個人情報保護に関すること
5	市勢要覧等の編集、発行に関すること
6	広聴活動に関すること
7	ホームページの作成、管理に関すること
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

部等名	企画部	課等名	電算システム課	課の職員数	4
-----	-----	-----	---------	-------	---

網掛け数字は支所でも取扱う業務

No	所 掌 事 務
1	電算システムの管理及び運営に関すること
2	電算システムの指導及び調整に関すること
3	電算システムによる処理に係るデータの保護に関すること
4	電算システムの開発に関すること
5	情報通信ネットワークの総合管理に関すること
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

部等名	総務部	課等名	総務課	課の職員数	7
-----	-----	-----	-----	-------	---

網掛け数字は支所でも取扱う業務

No	所 掌 事 務
1	市長の秘書及び市長車に関すること
2	表彰・褒章等に関すること
3	市の記念行事等に関すること
4	条例・規則等の制定・改廃に関すること
5	市議会の召集及び提出議案に関すること
6	特別職の職員の事務引継ぎに関すること
7	文書の収受発送に関すること
8	固定資産評価審査委員会に関すること
9	行政手続きに関すること
10	異議申立、訴訟及び和解に関すること
11	公告式に関すること
12	公印の保管に関すること
13	人権擁護及び行政相談員に関すること
14	本庁及び支所の連絡調整に関すること
15	簡易郵便局に関すること
16	特別職等報酬審議会に関すること
17	市長の資産公開に関すること
18	図書、法規類及び官報等の整理保存に関すること
19	書庫の管理に関すること
20	事務報告書の作成に関すること
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

部等名	総務部	課等名	職員課	課の職員数	5
-----	-----	-----	-----	-------	---

網掛け数字は支所でも取扱う業務

No	所 掌 事 務
1	職員の任命、進退身分に関する事
2	職員の給与等に関する事
3	職員の福利厚生に関する事
4	職員共済組合・退職手当組合・職員互助会に関する事
5	公平事務及び職員団体に関する事
6	公務災害に関する事
7	臨時職員に関する事
8	職員の安全衛生及び健康管理に関する事
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

部等名	総務部	課等名	管財課	課の職員数	4
-----	-----	-----	-----	-------	---

網掛け数字は支所でも取扱う業務

№	所 掌 事 務
1	市有財産の登録及び管理に関すること
2	公共用建物の管理に関すること（他課の管理にかかわるものを除く）
3	財産の貸借契約に関すること
4	財産区に関すること
5	公共用地の買収、貸借、契約及び登記事務に関すること
6	市有自動車の管理に関すること
7	備品の管理及び修繕に関すること
8	寄附採納に関すること
9	法定外公共物に関すること
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

部等名	総務部	課等名	税務課	課の職員数	8
-----	-----	-----	-----	-------	---

網掛け数字は支所でも取扱う業務

№	所 掌 事 務
1	市民税の賦課に関する事
2	市民税の申告及び減免等に関する事
3	軽自動車税の賦課に関する事
4	固定資産税の賦課に関する事
5	固定資産税の減免等に関する事
6	固定資産税の評価及び賦課資料調査に関する事
7	固定資産課税台帳に関する事
8	その他諸税の申告及び減免等に関する事
9	各種税務統計及び諸報告に関する事
10	税務諸証明の発行に関する事
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

部等名	総務部	課等名	収納課	課の職員数	6
-----	-----	-----	-----	-------	---

網掛け数字は支所でも取扱う業務

No	所 掌 事 務
1	市税、国民健康保険税等の収納、滞納処分に関すること
2	税外諸収入に関すること
3	納税貯蓄組合に関すること
4	納税証明書の発行に関すること
5	徴収簿の消込みに関すること
6	過誤納金の還付に関すること
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

部等名	市民生活部	課等名	市民課	課の職員数	5
-----	-------	-----	-----	-------	---

網掛け数字は支所でも取扱う業務

No	所 掌 事 務
1	戸籍、住民基本台帳に関すること
2	印鑑の登録及び証明に関すること
3	外国人登録に関すること
4	犯罪者名簿に関すること
5	埋火葬許可に関すること
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

部等名	市民生活部	課等名	保険課	課の職員数	6
-----	-------	-----	-----	-------	---

網掛け数字は支所でも取扱う業務

No	所 掌 事 務
1	国民健康保険事業の企画及び運営に関すること
2	国民健康保険の資格得喪に関すること
3	国民健康保険の保健対策に関すること
4	国民健康保険税の賦課に関すること
5	国民健康保険運営協議会に関すること
6	老人保健医療に関すること
7	高額療養費の給付及び貸付に関すること
8	介護保険の第2号被保険者に係る資格得喪及び保険料賦課に関すること
9	福祉医療に関すること
10	国民年金に関すること
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

部等名	市民生活部	課等名	医療推進課	課の職員数	4
-----	-------	-----	-------	-------	---

網掛け数字は支所でも取扱う業務

No	所 掌 事 務
1	統合病院に関すること
2	市立阿仁病院に関すること
3	市立合川国民健康保険診療所に関すること
4	医療機関との連絡調整に関すること
5	〇〇〇病院組合に関すること
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

部等名	市民生活部	課等名	保健センター	課の職員数	8
-----	-------	-----	--------	-------	---

網掛け数字は支所でも取扱う業務

No	所 掌 事 務
1	保健指導に関すること
2	定期健診及び成人病予防に関すること
3	母子保健に関すること
4	伝染病予防及び予防接種に関すること
5	精神保健に関すること
6	献血推進に関すること
7	老人保健法による保健事業に関すること
8	結核予防に関すること
9	市民の健康維持、増進に関すること
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

部等名	市民生活部	課等名	生活環境課	課の職員数	4
-----	-------	-----	-------	-------	---

網掛け数字は支所でも取扱う業務

No	所 掌 事 務
1	防災対策及び防災会議等に関すること
2	交通安全対策及び交通指導員に関すること
3	災害及び遭難対策に関すること
4	交通災害共済に関すること
5	公害防止及び生活環境の保全に関すること
6	リサイクルに関すること
7	墓地及び斎場に関すること
8	畜犬登録及び狂犬病予防に関すること
9	〇〇〇生活環境施設組合に関すること
10	〇〇〇衛生施設組合に関すること
11	自動車臨時運行許可に関すること
12	自衛官募集に関すること
13	防犯及び防犯指導員に関すること
14	防災行政無線に関すること
15	街灯に関すること
16	衛生思想の普及高揚に関すること
17	廃棄物の処理及び清掃に関すること
18	へい獣処理に関すること
19	環境衛生に関すること
20	クリーンリサイクルセンターに関すること
21	国民保護行政に関すること
22	簡易水道事業に関すること
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

部等名	市民生活部（福祉事務所）	課等名	福祉課	課の職員数	19
-----	--------------	-----	-----	-------	----

網掛け数字は支所でも取扱う業務

No	所 掌 事 務
1	生活保護に関すること
2	身体障害者福祉に関すること
3	知的障害者福祉に関すること
4	精神障害者福祉に関すること
5	民生委員・児童委員に関すること
6	旧軍人、軍属の恩給及び遺族援護等に関すること
7	行旅病人及び行旅死亡人に関すること
8	赤十字に関すること
9	共同募金に関すること
10	地域福祉計画及びその他関連する計画の策定に関すること
11	社会福祉関係団体に関すること
12	その他社会福祉に関すること
13	所内の庶務及び他課に属さないもの
14	児童福祉に関すること
15	母子、寡婦、父子家庭に関すること
16	少子化対策に関すること
17	保育所に関すること
18	児童館に関すること
19	児童手当及び児童扶養手当等に関すること
20	家庭児童相談に関すること
21	交通災害遺児に関すること
22	児童福祉施設の管理運営に関すること
23	放課後児童健全育成事業に関すること
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

部等名	市民生活部（福祉事務所）	課等名	高齢者支援課	課の職員数	11
-----	--------------	-----	--------	-------	----

網掛け数字は支所でも取扱う業務

№	所 掌 事 務
1	高齢者福祉施策の企画及び推進に関すること
2	老人福祉施設等の管理運営に関すること
3	介護保険に関すること
4	介護予防、生活支援事業に関すること
5	老人ホームの入所措置に関すること
6	高齢者の生きがいづくりと社会参加に関すること
7	敬老事業等に関すること
8	老人クラブの指導育成に関すること
9	介護サービス事業に関すること
10	その他高齢福祉に関すること
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

部等名	産業部	課等名	農林課	課の職員数	8
-----	-----	-----	-----	-------	---

網掛け数字は支所でも取扱う業務

№	所 掌 事 務
1	農業振興に関すること
2	農業振興計画に関すること
3	土地改良事業に関すること
4	農地及び農業用施設災害復旧に関すること
5	畜産振興に関すること
6	市営牧場の管理運営に関すること
7	農地の利用調整に関すること
8	農業委員会に関すること
9	農業、畜産、水産団体等の育成に関すること
10	農業後継者育成に関すること
11	農業金融に関すること
12	農業生活の改善に関すること
13	農業生産の拡大と経営の近代化の推進に関すること
14	農村公園に関すること
15	農村生活施設に関すること
16	農用地の開発整備に関すること
17	米政策に関すること
18	農業総合指導センターに関すること
19	有機センターに関すること
20	地籍調査事業に関すること
21	林業振興に関すること
22	林地開発に関すること
23	治山、治水及び砂防に関すること（建設部所管のものを除く）
24	国有林野及び官行県行造林・分収林に関すること
25	保安林に関すること
26	林道災害復旧に関すること
27	市有林の管理に関すること
28	林業団体の指導育成に関すること
29	病虫害の駆除、鳥獣の駆除及び保護に関すること
30	林道開設及び維持管理に関すること
31	緑化推進に関すること
32	造林事業及び保育に関すること
33	森林公園に関すること
34	
35	

部等名	産業部	課等名	商工観光課	課の職員数	5
-----	-----	-----	-------	-------	---

網掛け数字は支所でも取扱う業務

No	所 掌 事 務
1	商工業の振興及び鉱業に関すること
2	計量器に関すること
3	消費生活に関すること
4	商工金融に関すること
5	雇用及び出稼ぎ対策に関すること
6	観光開発及び振興に関すること
7	温泉開発に関すること
8	自然保護に関すること
9	特産品の開発及び流通対策に関すること
10	観光イベントに関すること
11	商工団体の育成に関すること
12	地場産業の育成に関すること
13	テクノサテライト計画の推進に関すること
14	労働者の福祉増進に関すること
15	シルバー人材センターに関すること
16	観光施設及び団体に関すること
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

部等名	建設	課等名	都市計画課	課の職員数	3
-----	----	-----	-------	-------	---

網掛け数字は支所でも取扱う業務

№	所 掌 事 務
1	都市計画事業に関すること
2	市営住宅事業に関すること
3	公園及び緑地に関すること
4	土地区画整理事業に関すること
5	住居表示に関すること
6	建築確認申請に関すること
7	優良住宅及び優良宅地の認定に関すること
8	都市施設の占用、使用料及び維持管理に関すること
9	危険住宅移転事業に関すること
10	開発行為に関すること
11	宅地分譲に関すること
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

部等名	建設	課等名	道路河川課	課の職員数	3
-----	----	-----	-------	-------	---

網掛け数字は支所でも取扱う業務

No	所 掌 事 務
1	道路、橋梁、河川の新設、改良計画及び維持に関すること
2	道路、河川占用許可に関すること
3	市道、河川の認定等に関すること
4	治山、治水及び砂防に関すること（産業部所管のものを除く）
5	急傾斜地崩壊危険区域の整備に関すること
6	公共土木災害復旧工事に関すること
7	除雪に関すること
8	各種同盟会に関すること
9	ダム対策に関すること
10	市道との境界確認に関すること
11	道路、橋梁台帳に関すること
12	街路樹の管理に関すること
13	道路、河川愛護思想の普及高揚に関すること
14	所管車両及び建設機械、資材の管理運用に関すること
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

部等名	建設	課等名	下水道課	課の職員数	9
-----	----	-----	------	-------	---

網掛け数字は支所でも取扱う業務

No	所 掌 事 務
1	下水道事業の計画、実施に関する事
2	下水道施設の維持管理に関する事
3	農業集落排水事業の計画、実施に関する事
4	農業集落排水施設の維持管理に関する事
5	受益者負担金及び使用料に関する事
6	設備資金の融資あっ旋等に関する事
7	合併処理浄化槽に関する事
8	下水道排水設備工事にに関する事
9	下水道排水設備工事事業者指定に関する事
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

部等名		課等名	会計課	課の職員数	5
-----	--	-----	-----	-------	---

網掛け数字は支所でも取扱う業務

№	所 掌 事 務
1	公金の出納に関すること
2	指定金融機関に関すること
3	歳入歳出外現金に関すること
4	決算に関すること
5	用度物品の検収及び保管及び出納に関すること
6	収入及び支出命令の審査に関すること
7	その他出納に附帯する会計事務に関すること
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

部等名		課等名	水道課	課の職員数	9
-----	--	-----	-----	-------	---

網掛け数字は支所でも取扱う業務

No	所 掌 事 務
1	上水道事業に関すること
2	指定給水装置工事事業者の指定に関すること
3	公印の保管に関すること
4	職員の任免、懲戒及び服務に関すること
5	職員の研修及び福利厚生に関すること
6	職員の給与、その他勤務条件に関すること
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

部等名	議会事務局	課等名		課の職員数	6
-----	-------	-----	--	-------	---

網掛け数字は支所でも取扱う業務

No	所 掌 事 務
1	公印の保管に関する事
2	文書の收受発送及び整理保存に関する事
3	予算並びに経理に関する事
4	儀式、秘書に関する事
5	議員に関する事
6	議長会に関する事
7	職員の人事、服務、給与、研修及び福利厚生に関する事
8	本会議に関する事
9	一般質問に関する事
10	常任委員会、特別委員会に関する事
11	議会の選挙に関する事
12	議案、請願、陳情、意見書及び決議に関する事
13	全員協議会に関する事
14	公聴会に関する事
15	会議録の調整に関する事
16	傍聴に関する事
17	議案の審査資料の蒐集及び調査に関する事
18	議員提出議案及び修正案の発案に関する事
19	請願、陳情の審査資料の蒐集及び調査に関する事
20	議決の執行、事務の管理及び出納の状況等の調査に関する事
21	議会の広報、宣伝に関する事
22	議会図書に関する事
23	条例、規則、規程の制定、改廃に関する事
24	所管事務調査、研修に関する事
25	
26	
27	
28	
29	
30	

部等名	教育委員会事務局	課等名	総務課	課の職員数	5
-----	----------	-----	-----	-------	---

網掛け数字は支所でも取扱う業務

№	所 掌 事 務
1	教育委員会の会議に関すること
2	教育委員会規則等の制定又は改廃に関すること
3	陳情、請願に関すること
4	教育委員会所掌職員（県費負担教職員を除く）の任免、給与等人事に関すること
5	教育委員会の所掌に係る歳入歳出予算及び経理に関すること
6	教育の目的のため、基本財産の管理及び積立に関すること
7	学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関すること
8	教育財産の管理に関すること
9	校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること
10	教育に関する調査及び統計に関すること
11	教育委員会所掌事務に係る広報及び教育行政に関する相談に関すること
12	公印の保管に関すること
13	文書の收受発送に関すること
14	公文書の保管、その他文書に関すること
15	県教育委員会その他の教育委員会及び事務局各課、係との連絡調整に関すること
16	前号に掲げるものの外、他課及び他係の所掌に属しない事項に関すること
17	学校給食に関すること
18	山村留学に関すること
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

部等名	教育委員会事務局	課等名	義務教育課	課の職員数	6
-----	----------	-----	-------	-------	---

網掛け数字は支所でも取扱う業務

No	所 掌 事 務
1	学校職員の任免、その他人事に関すること
2	教科書その他教材の取扱に関すること
3	学習効果の評価に関すること
4	学校職員の研修に関すること
5	学校職員並びに児童生徒及び幼児の保健、衛生、福利厚生に関すること
6	児童生徒の就学、入学及び転学に関すること
7	通学区域の指定、変更に関すること
8	学校教育の指導に関すること
9	学校教育に関する調査及び年報その他報告に関すること
10	学校図書館に関すること
11	心身障害児就学指導委員会に関すること
12	日本体育、学校健康センターに関すること
13	幼稚園の入園及び退園に関すること
14	学校医及び薬剤師に関すること
15	スクールバスに関すること
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

部等名	教育委員会事務局	課等名	高校教育課	課の職員数	
-----	----------	-----	-------	-------	--

網掛け数字は支所でも取扱う業務

№	所 掌 事 務
1	学校職員の任免、その他人事に関する事
2	教科書その他教材の取扱に関する事
3	教育内容及びその取扱に関する事
4	職員の研修並びに福利厚生に関する事
5	学級編成に関する事
6	調査及び統計に関する事
7	学校保健に関する事
8	学校安全に関する事
9	生徒の就学に関する事
10	学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

部等名	教育委員会事務局	課等名	生涯学習課	課の職員数	8
-----	----------	-----	-------	-------	---

網掛け数字は支所でも取扱う業務

№	所 掌 事 務
1	風土館、図書館、その他社会施設の設置、管理及び廃止に関すること
2	社会教育委員の会議に関すること
3	生涯学習に関すること
4	社会教育団体の指導に関すること
5	学校施設を利用する生涯学習に関すること
6	生涯学習資料の作成、刊行、配布に関すること
7	生涯学習のための必要な設備、器材及び資料の提供に関すること
8	情報の交換及び調査研究に関すること（情報サービスセンターに関すること）
9	青少年及び婦人団体等の育成に関すること
10	青少年健全育成に関すること
11	家庭教育に関する講座の開設等、これらの奨励に関すること
12	文化財に関すること
13	文化財保護審議会に関すること
14	埋蔵文化財の調査、研究、整備に関すること
15	芸術文化の振興に関すること
16	文化に関する展示、講習会等の主催、参加に関すること
17	文化に関する資料の収集、作成、利用に関すること
18	文化団体に関すること
19	その他文化の振興に関すること
20	市史編さんに関すること
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

部等名	教育委員会事務局	課等名	中央公民館	課の職員数	4
-----	----------	-----	-------	-------	---

網掛け数字は支所でも取扱う業務

No	所 掌 事 務
1	講座、各種学級等の実施に関する事
2	討論会・講習会・実習会・展示会・講演会の開催に関する事
3	資料の収集刊行及び統計調査に関する事
4	社会教育関係団体等の育成に関する事
5	地区公民館活動の実践指導に関する事
6	公民館の維持管理に関する事
7	公民館運営審議会に関する事
8	公民館の使用許可及び使用料に関する事
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

部等名	教育委員会事務局	課等名	スポーツ振興課	課の職員数	3
-----	----------	-----	---------	-------	---

網掛け数字は支所でも取扱う業務

No	所 掌 事 務
1	市民のスポーツ振興に関すること
2	スポーツ施設の管理に関すること
3	各体育団体の振興育成及び指導助言に関すること
4	体育指導委員、スポーツ指導員に関すること
5	各種体育大会及び町民レクリエーション等の行事に関すること
6	市民プールに関すること
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

部等名	教育委員会事務局	課等名	国体準備室	課の職員数	5
-----	----------	-----	-------	-------	---

網掛け数字は支所でも取扱う業務

No	所 掌 事 務
1	国民体育大会に関すること
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

部等名		課等名	農業委員会事務局	課の職員数	4
-----	--	-----	----------	-------	---

網掛け数字は支所でも取扱う業務

No	所 掌 事 務
1	庶務一般及び会計経理に関すること
2	公印並びに文書保管に関すること
3	総会並びに小委員会に関すること
4	人事等に関すること
5	例規等の制定及び改廃に関すること
6	農業委員選挙人名簿に関すること
7	全国農業新聞の普及に関すること
8	文書の収受発送に関すること
9	行政庁に対する建議及び諮問に対する答申に関すること
10	農業者年金に関すること
11	農地の移転及び設定に関すること
12	農地の転用に関すること
13	農業経営基盤強化促進法に関すること
14	農業振興地域整備計画に関するもの
15	農地の利用関係についての争議防止等に関すること
16	農地基本台帳整備に関すること
17	生前一括贈与に関すること
18	農業振興計画の樹立及び推進に関すること
19	各種制度資金に関すること
20	各種農業関係団体に関すること
21	農業後継者対策に関すること
22	小作料の標準額並びに農作業標準労賃に関すること
23	農業振興推進事業（補助事業）に関すること
24	農業経営構造対策推進に関すること
25	農業に関する調査及び集約に関すること
26	農地銀行及び農地の流動化の促進に関すること
27	農業生産法人に関すること
28	
29	
30	

部等名		課等名	選挙管理委員会事務局	課の職員数	4
-----	--	-----	------------	-------	---

網掛け数字は支所でも取扱う業務

No	所 掌 事 務
1	選挙管理委員会に関すること
2	委員会の予算に関すること
3	公印の管守及び文書の収受、発送、編纂及び物品の保管に関すること
4	選挙及び国民審査に関すること
5	直接請求に関すること
6	政治資金規制法に関すること
7	選挙の調査、統計及び研究に関すること
8	明るい選挙推進協議会に関すること
9	選挙の啓発及び宣伝に関すること
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

部等名		課等名	監査委員事務局	課の職員数	3
-----	--	-----	---------	-------	---

網掛け数字は支所でも取扱う業務

№	所 掌 事 務
1	監査委員に関すること
2	監査、検査及び審査の執行計画に関すること
3	監査資料の収集及び調査に関すること
4	財務に関する事務の執行及び事業の管理の監査に関すること
5	現金出納検査及び決算の審査に関すること
6	監査結果の報告及び公表に関すること
7	その他監査事務に関すること
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

報告第 2 2 号

介護保険事業の取扱いの具体的調整について

介護保険事業の取扱いの具体的調整について、別紙のとおり報告する。

平成 1 6 年 1 2 月 2 1 日提出

鷹巣阿仁地域合併協議会
会長 岸部 陞

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

協 議 事 項	介護保険事業の取扱い	関係項目	介護認定審査会
調 整 の 内 容	5. 介護認定審査会については、合併時まで調整を図る。		

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整の具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
介護認定審査会					合併時に統一を図る。
・ 審査会構成	合議体数：5 合議体 委員定数：25 人（医療 13、保健 5、福祉 7）	合議体数：4 合議体 委員定数：20 人（医療 8、保健 7、福祉 5）	合川町、森吉町、阿仁町、上小阿仁村の 4 町村で共同運営審査会を構成。		審査会構成は、6 合議体（鷹巣町 3、合川町 1、森吉町 1、阿仁町 1）とし、委員定数は、1 合議体につきそれぞれ 5 人で、合計 30 人とする。
・ 委員報酬	6,500 円/日	10,000 円/日			報酬は、鷹巣町を除く 3 町の例による。（10,000 円 / 日）

報告第 2 3 号

納税関係の具体的調整について

納税関係の具体的調整について、別紙のとおり報告する。

平成 1 6 年 1 2 月 2 1 日提出

鷹巣阿仁地域合併協議会
会長 岸部 陞

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整の具体的内容

協 議 事 項	納税関係	関係項目	納税貯蓄組合関係
調 整 の 内 容	1. 納税貯蓄組合に対する補助金については、合併時に再編する。納税奨励金については、合併時に廃止する。		

説 明 資 料					
鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況					調整の具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
納税貯蓄組合への補助金等	1. 組合数 67 組合	1. 組合数 118 組合	1. 組合数 108 組合	1. 組合数 74 組合	納税貯蓄組合に対する補助金については、 事務費 1世帯あたり 300 円 運営費 1世帯あたり 3,000 円 推進費 新規加入組合員 1人あたり 500 円 とする。
	2. 組合員数 2,036 人	2. 組合員数 5,175 人	2. 組合員数 1,897 人	2. 組合員数 1,006 人	
	3. 補助金	3. 補助金	3. 補助金	3. 補助金	
	(1)事務費 ・ 1世帯あたり 3,000～12,000 円 世帯数による	(1)事務費 ・ 1世帯あたり 300 円	(1)事務費 ・ 組合員一人につき 200 円 但し 2,000 円未満は 2,000 円	(1)事務費 ・ 納税通知書 1 税目あたり 100 円 ・ 1 納期あたり 50 円	
		(2)運営費 ・ 1世帯あたり 3,000 円			
	(2)推進費 ・ 1世帯あたり 500 円	(3)推進費 ・ 新規加入組合員 1人につき 500 円			
	(3)奨励費 ・ 納税通知書（各期） 50 円				
	(4)完納組合長手当 3,000 円				
	4. 納税奨励金	4. 納税奨励金	4. 納税奨励金	4. 納税奨励金	
	なし	なし	・ 納期内納付 納付額の 2.5/100 ・ 年度内納付 納付額の 2.0/100 ・ 上記以外 納付額の 1.5/100	・ 納付額の 3/100	

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整の具体的内容

協 議 事 項	納税関係	関係項目	申告受付・口座振替
調 整 の 内 容	2．口座振替については、合併時まで再編する。		

説 明 資 料					
鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況					調整の具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
口座振替	1．対象税目 町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税 2．口座振替金融機関 北都銀行・秋田銀行 秋田県信組・鷹巣町農協各支店 東北労働金庫 3．引き落とし日 町県民税 6/30・8/31・11/1・1/31 固定資産税 4/30・8/2・9/30・12/27 軽自動車税 4/30 国民健康保険税 8/2・8/31・9/30・11/1・11/30・12/27・1/31・2/28	な し	1．対象税目 町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税 2．口座振替金融機関 北都銀行・秋田銀行 秋田県信組・J A 北央・郵便局 3．引き落とし日 町県民税 6/30・8/31・11/1・1/31 固定資産税 5/31・8/31・12/27・2/28 軽自動車税 4/30 国民健康保険税 4/30・8/2・9/30・11/30・1/31	な し	口座振替については、新市の金融機関等と調整を図り、市内の全ての金融機関及び郵便局での口座振替を推進する。

報告第 2 4 号

児童福祉事業の具体的調整について

児童福祉事業の具体的調整について、別紙のとおり報告する。

平成 1 6 年 1 2 月 2 1 日提出

鷹巣阿仁地域合併協議会
会長 岸部 陞

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

協 議 事 項		児童福祉事業について		関係項目	保 育 料
調 整 の 内 容		2．保育料については、合併時に統一を図る。 4．すこやか育児手当については、合併時までには調整を図る。			
鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況					調整の具体的内容
鷹巣町		合川町		森吉町	
阿仁町					
階層区分	保育料(月額)	階層区分	保育料(月額)	階層区分	保育料(月額)
第1階層	生活保護世帯	第1階層	生活保護世帯	第1階層	生活保護世帯
	3歳未満児 3歳児 4歳以上児		3歳未満児 3歳以上児		3歳未満児 3歳以上児
	0 0 0		0 0		0 0
第2階層	町民税非課税世帯	第2階層	町民税非課税世帯	第2階層	町民税非課税世帯
	3歳未満児 3歳児 4歳以上児		3歳未満児 3歳以上児		3歳未満児 3歳以上児
	9,000 6,000 6,000		0 0		0 0
第3階層 の1	町民税非課税世帯(均等割)	第3階層	町民税非課税世帯	第3階層	町民税非課税世帯
	3歳未満児 3歳児 4歳以上児		3歳未満児 3歳以上児		3歳未満児 3歳以上児
	14,250 11,250 11,250		5,000 4,000		4,500 3,000
第3階層 の2	町民税課税世帯(所得割)	第3階層	町民税課税世帯	第3階層	町民税課税世帯
	3歳未満児 3歳児 4歳以上児		3歳未満児 3歳以上児		3歳未満児 3歳以上児
	19,500 16,500 16,500		13,500 11,000		9,750 8,250
第4階層 の1	所得税32,000円未満	第4階層	所得税64,000円未満	第4階層	所得税64,000円未満
	3歳未満児 3歳児 4歳以上児		3歳未満児 3歳以上児		3歳未満児 3歳以上児
	22,120 19,120 19,120		24,000 20,500		15,000 13,500
第4階層 の2	32,000円以上64,000円未満	第4階層	32,000円以上64,000円未満	第4階層	32,000円以上64,000円未満
	3歳未満児 3歳児 4歳以上児		3歳未満児 3歳以上児		3歳未満児 3歳以上児
	24,750 21,750 21,750		36,500 29,000		22,250 20,750
第5階層 の1	64,000円以上112,000円未満	第5階層	64,000円以上112,000円未満	第5階層	64,000円以上112,000円未満
	3歳未満児 3歳児 4歳以上児		3歳未満児 3歳以上児		3歳未満児 3歳以上児
	30,000 27,000 27,000		41,000 32,000		30,500 29,000
第5階層 の2	112,000円以上160,000円未満	第5階層	112,000円以上160,000円未満	第5階層	112,000円以上160,000円未満
	3歳未満児 3歳児 4歳以上児		3歳未満児 3歳以上児		3歳未満児 3歳以上児
	34,620 32,050 28,920		45,000 35,000		40,000 38,500
第6階層 の1	160,000円以上284,000円未満	第6階層	160,000円以上284,000円未満	第6階層	160,000円以上284,000円未満
	3歳未満児 3歳児 4歳以上児		3歳未満児 3歳以上児		3歳未満児 3歳以上児
	39,560 37,100 30,840				
第6階層 の2	284,000円以上408,000円未満	第6階層	284,000円以上408,000円未満	第6階層	284,000円以上408,000円未満
	3歳未満児 3歳児 4歳以上児		3歳未満児 3歳以上児		3歳未満児 3歳以上児
	44,500 37,100 30,840				
第7階層	所得税408,000円以上	第7階層	所得税408,000円以上	第7階層	所得税408,000円以上
	3歳未満児 3歳児 4歳以上児		3歳未満児 3歳以上児		3歳未満児 3歳以上児
	44,500 37,100 30,840				

具体的な保育料については、合川町の例により、合併時に統一を図る。
 ただし、阿仁町については激変緩和措置として段階的に引き上げ、3年後に統一した料金とする。(第6回協議会で確認済み)
 阿仁町の各年度の保育料は、別表1及び2による。
 統一した保育料は、4月1日より適用する。

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

協 議 事 項	児童福祉事業について	関係項目	保 育 料
---------	------------	------	-------

説 明 資 料												
鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況									調整の具体的内容			
鷹巣町			合川町		森吉町		阿仁町					
母子・父子家庭や在宅障害児(者)のいる家庭等の保育料												
階層区分				保育料(月額)		階層区分				保育料(月額)		
第2階層				町民税非課税世帯		第2階層				町民税非課税世帯		
				3歳未満児	3歳児					4歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
				0	0					0	0	0
第3階層 の1				町民税課税世帯(均等割)		第3階層				町民税課税世帯		
				3歳未満児	3歳児					4歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
				13,000	10,250					10,250	12,500	10,000
第3階層 の2				町民税課税世帯(所得割)		第3階層				町民税課税世帯		
				3歳未満児	3歳児					4歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
				18,500	15,500					15,500	8,750	7,250

説 明 資 料

《調整の具体的内容》

別表 1

阿仁町の緩和措置による各年度別の保育料

区 分		新基準保育料(統一料金)		阿仁町の激変緩和措置による年度別保育料					
		17年度以降		17年度		18年度		19年度(統一料金)	
		3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
第1階層	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
第2階層	町民税非課税世帯	5,000	4,000	4,500	3,000	4,750	3,500	5,000	4,000
第3階層	町民税課税世帯	13,500	11,000	9,750	8,250	11,650	9,650	13,500	11,000
第4階層	所得税64,000円未満	24,000	20,500	15,000	13,500	19,500	17,000	24,000	20,500
第5階層	64,000円以上160,000円未満	36,500	29,000	22,250	20,750	29,350	24,850	36,500	29,000
第6階層	160,000円以上408,000円未満	41,000	32,000	30,500	29,000	37,650	30,500	41,000	32,000
第7階層	所得税408,000円以上	45,000	35,000	40,000	38,500	42,500	36,750	45,000	35,000

別表 2

母子・父子家庭や在宅障害児(者)のいる家庭等の保育料

区 分		新基準保育料(統一料金)		阿仁町の激変緩和措置による年度別保育料					
		17年度以降		17年度		18年度		19年度(統一料金)	
		3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
第2階層	町民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
第3階層	町民税課税世帯	12,500	10,000	8,750	7,250	10,650	8,650	12,500	10,000

- ・ 別表1及び2による阿仁町の保育料で入園できる保護者は、阿仁町に住所を有し、かつ在住しているものを対象とする。
- ・ 阿仁町の住民は新市において、市内全域のどこの保育所を利用しても阿仁町の料金であり、他町(鷹巣町・合川町・森吉町)の住民は阿仁町の保育所を利用しても、統一した保育料となる。

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

協 議 事 項	児童福祉事業について	関係項目	児童福祉事業
---------	------------	------	--------

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整の具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
児童福祉事業					
・すこやか育児手当	該当なし	合川町健康な子どもを育てる条例 出産祝い品 出生届出者に1万円相当の祝品 出産祝い金 第3子以降に一時金10万円 育児特別手当 三つ子以上の出産に月1万円 出生月から小学校入学前月まで (年3回支給)	森吉町すこやか育児手当 ・第3子以降を出産し養育する 保護者に月1万円 ・出生月から小学校入学前月まで (年4回支給)	阿仁町子宝祝金 ・出生児1人につき 一時金5万円	少子化対策として、合併時に統一して、次の事業を創設して実施する。 すこやか出産一時金貸付事業 退院時における一時的な出産費支援事業として、新生児1人につき30万円を限度として無利子の貸付制度を創設する。 貸付期間は3ヶ月以内とし一括返済とする。 就学祝金事業 ひとり親家庭に対して、小学校・中学校入学時に、1人につき一時金として1万円を支給する。

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

協 議 事 項	児童福祉事業について	関係項目	児童福祉事業
---------	------------	------	--------

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整の具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
児童福祉事業					
・放課後児童 健全育成事業 (学童保育事業)	設置箇所 中央小児童クラブ(余裕教室) 南小児童クラブ (七日市基幹集落センター) 運 営 町直営 傷害保険 760円 (強制的加入) 利 用 料 なし おやつ代 中央小 1,000円/月 南小 500円/月 17年度より新設予定(2クラブ) 鷹巣小児童クラブ(鷹巣児童館) 東小児童クラブ(大田児童館) 現在、児童館運営を社会福祉 協議会へ委託している。	設置箇所 東地区児童クラブ(旧東保育園) 西地区児童クラブ(旧西保育園) 南地区児童クラブ(旧南保育園) 北地区児童クラブ(旧北保育園) 運 営 町直営 傷害保険 1,700円 (強制的加入) 協 力 費 1,500円/月	設置箇所 米内沢児童クラブ(余裕教室) 前田児童クラブ(余裕教室) 運 営 社会福祉協議会に委託 傷害保険 500円(強制的加入) (町で1,200円補助) 利 用 料 2,000円/月	要望はあるが未実施	料金については、森吉町の例により、合併時に統一を図る。傷害保険料については、実費負担とする。 運営は、市直営で合併時に実施する。(第6回協議会で確認済み) 《調整の追加提案》 ・運営について ただし、鷹巣町の17年度からの新設クラブの運営については、社会福祉協議会へ委託する。

報告第 2 5 号

学校教育事業の具体的調整について

学校教育事業の具体的調整について、別紙のとおり報告する。

平成 1 6 年 1 2 月 2 1 日提出

鷹巣阿仁地域合併協議会
会長 岸部 陞

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

協 議 事 項	学校教育事業について	関係項目	
調 整 の 内 容	学校教育関係事務及び事業については、引き続き教育の質の向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図ることを基本に、次の区分により調整を図る。 合併時まで調整するもの (1)教育委員会・・・・・・・・・・合併時まで調整する (2)鷹巣阿仁部教育事務協議会・・・合併時に廃止の方向で調整する (3)遠距離通学費補助事業・・・・・・・・合併時まで統一するよう調整する (4)奨学資金事業・・・・・・・・・・合併時まで調整し、新市に引き継ぐ (5)学校給食事業・運営委員会・・・・合併時まで調整を図る (6)学校給食事業・給食費・・・・・・・・合併時に統一の方向で調整を図る 上記(1)から(6)までの具体的な調整内容はつぎのとおりとする。		

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
(1)教育委員	委員数 5名(教育長含む) 報酬(月額) ・委員長 38,000円 ・職務代理 35,000円 ・委員 33,000円 給料(月額) ・教育長 581,000円	委員数 5名(教育長含む) 報酬(年額) ・委員長 190,000円 ・委員 152,000円 給料(月額) ・教育長 558,000円	委員数 5名(教育長含む) 報酬(年額) ・委員長 200,000円 ・職務代理 150,000円 ・委員 150,000円 給料(月額) ・教育長 495,000円	委員数 5名(教育長含む) 報酬(年額) ・委員長 190,100円 ・職務代理 164,900円 ・委員 158,600円 給料(月額) ・教育長 495,000円	委員数は、法令の定めにより5名とする。報酬及び給料は、鷹巣町の例によりつぎのとおり統一する。 報酬(月額) ・委員長 38,000円 ・職務代理 35,000円 ・委員 33,000円 給料(月額) ・教育長 581,000円
(2)鷹巣阿仁部教育事務協議会	鷹巣阿仁部教育事務協議会	鷹巣阿仁部教育事務協議会	鷹巣阿仁部教育事務協議会	鷹巣阿仁部教育事務協議会	鷹巣阿仁部教育事務協議会は、合併の日の前日をもって解散する。
(3)遠距離通学費補助事業	対象(片道) ・通学距離 小学生4km以上 中学生6km以上 補助金額等 ・定期券利用可能な場合は定期券 ・それ以外は公共交通機関の運賃相当額を現金で支給 受益者負担 無し 現金支給 有り	対象(片道) ・通学距離 小学生4km以上 中学生6km以上 補助金額等 ・バス通学者は定期券の8割の10ヶ月分を現金支給(該当者なし) ・自転車利用者は現金を支給 4km～6km:1万円/年 6km～8km:2万円/年 受益者負担 無し 現金支給 有り	対象(片道) ・通学距離 小学生4km以上 中学生6km以上 補助金額等 ・小学校に交付し学校でまとめて定期券を購入し児童へ配布 但し、特定地区の1・2年生にだけ(4km未満)は定期券支給 ・中学生はスクールバスを利用していない生徒に定期券を支給 受益者負担 千円/月 現金支給 無し	対象(片道) ・通学距離 小学生4km以上 中学生6km以上 補助金額等 ・全て定期券 受益者負担 無し 現金支給 無し	補助対象の通学距離を、小学生4km以上、中学生6km以上とする。補助制度の実態は多岐にわたっているため、激変緩和措置として、新市において段階的に調整し、3年以内に統一した制度を定める。

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
(4)奨学資金事業	該当なし	該当なし	名称 育英資金貸付基金 貸付金額 ・高等学校 20,000円／月以内 ・専修学校 35,000円／月以内 ・大学 35,000円／月以内 返還期間 卒業月の6月経過後 ・高等学校 6年以内 ・高等専門学校 8年以内 ・専修学校・短大 4年以内 ・大学 4年以内 返還方法 月賦、半年賦、年賦(無利子) 貸付審査会 ・委員数 7名 ・報酬 3,000円／日	名称 育英資金貸付基金 貸付金額 ・高等学校 20,000円／月以内 ・短期大学 35,000円／月以内 ・大学 35,000円／月以内 返還期間 貸与期間終了後の3月経過後 ・高等学校 6年以内 ・短期大学 4年以内 ・大学 8年以内 ・高校・短大通算 8年以内 ・高校・大学通算 12年以内 返還方法 月賦、半年賦、年賦(無利子) 貸付審査会 ・委員数 6名 ・報酬 6,000円／日	次のとおり統一する。 貸付金額 ・高等学校 20,000円／月以内 ・高等専門学校 20,000円／月以内 ・短期大学 35,000円／月以内 ・大学 35,000円／月以内 返還期間 貸与期間終了後の3月経過後 ・高等学校 6年以内 ・短期大学 4年以内 ・高等専門学校 8年以内 ・大学 8年以内 返還方法 月賦、半年賦、年賦(無利子) 貸付審査会 ・委員数 6名 ・報酬 6,500円／日
(5)学校給食事業・運営委員会	名 称 学校給食運営委員 委員数 23名 報 酬 6,500円／日	名 称 学校給食運営委員 委員数 23名 報 酬 なし	名 称 学校給食運営委員 委員数 18名 報 酬 3,000円／日	名 称 学校給食運営委員 委員数 10名 報 酬 3,600円／日	名 称 北秋田市学校給食運営委員 委員数 30名以内 報 酬 6,500円(一日)

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
(6)学校給食事業・給食費	・児童 270円/食 ・生徒 300円/食 ・職員 300円/食	小学校教員及び小学校調理員 ・児童 250円/食 ・生徒 300円/食 ・職員(小学校) 270円/食 ・職員(中学校) 300円/食	小学校教員及び小学校調理員 ・児童 255円/食 ・生徒 290円/食 ・職員(小学生) 255円/食 ・職員(中学生) 290円/食	小学校教員及び小学校調理員 ・児童 270円/食 ・生徒 300円/食 ・職員(小学校) 270円/食 ・職員(中学校) 300円/食	一食あたりの給食費 小学校(児童) ・合川地区～250円(補食給食) ・合川地区以外～270円(完全給食) 中学校(生徒) ・全域～300円(完全給食)
	納入方法(学校により違う) ・大半は集金袋で学校へ納入 ・口座振替の学校もある	納入方法 ・口座振替	納入方法 ・給食集金協力員が集め納入 ・申し出により口座振替も可能	納入方法 ・給食集金協力員が集め納入	納入方法 ・口座振替方式とする。

報告第 2 6 号

社会教育事業の具体的調整について

社会教育事業の具体的調整について、別紙のとおり報告する。

平成 1 6 年 1 2 月 2 1 日

鷹巣阿仁地域合併協議会
会長 岸部 陞

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

協 議 事 項	社会教育事業について(1)・・・社会教育事業	関係項目	社会教育事業
調 整 の 内 容	社会教育事業については、次の区分により調整を図る。 合併時まで調整するもの (1)図書館事業・・・鷹巣町の例により、合併時に統一を図る。		

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
(1)図書館事業	名 称 鷹巣町立図書館 開館時間 9時～17時 休館日 第3日曜日 毎週水曜日 年末年始 (12月28日～翌年1月4日) 蔵書数 約50,000冊	名 称 合川町公民館図書館 (環境改善センター内) 開館時間 8時30分～21時 (冬期間は20時まで) 休館日 年末年始 (12月28日～翌年1月4日) 蔵書数 約16,411冊	名 称 森吉町立森吉図書館 (コミュニティセンター内) 開館時間 9時～17時 (7月～9月は18時まで) 休館日 年末年始 (12月28日～翌年1月4日) 蔵書数 約31,000冊	名 称 阿仁町公民館図書館 (ふるさと文化センター内) 開館時間 8時30分～22時 休館日 年末年始 (12月28日～翌年1月3日) 蔵書数 約15,000冊	合併時に統一する。 名 称 ・北秋田市立鷹巣図書館 ・北秋田市立森吉図書館 開館時間 ・9時～17時 休館日 ・第3日曜日、毎週水曜日 年末年始 (12月28日～翌年1月4日) 運 営 ・図書館協議会を設置する ・委員の定数～10人以内 公民館図書館(合川町、阿仁町)は公民館事業として新市に引継ぐ。

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

協 議 事 項	社会教育事業について(2)・・・社会体育事業	関係項目	社会体育事業
調 整 の 内 容	体育指導委員及び体育団体については、新市において統合できるよう調整に努め、スポーツ活動の振興を図る。 (1)体育指導委員・・・・・・合併時に統合する。ただし、定数については現行どおり新市に引継ぐ。 (2)体育団体・・・・・・新市において統合できるよう調整を図る。		

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
(1)体育指導委員	定 数 20名以内 任 期 2年 報 酬 25,000円/年	定 数 15名以内 任 期 2年 報 酬 10,000円/年	定 数 20名以内 任 期 2年 報 酬 12,000円/年	定 数 10名以内 任 期 2年 報 酬 30,000円/年	合併時に統一する。 ・委員定数～65名以内 ・任 期～2年 ・報 酬～30,000円 (年額)